

津市産業・スポーツセンターの経営方針と今後の進め方（案）について

1 趣旨

津市産業・スポーツセンターについては、平成27年第1回市議会臨時会の議決日である同年2月13日に工事請負契約を締結し、その後、全体工期である900日間のうち最大90日間の設定が可能であった余裕工期を3月31日に終え4月1日に着工し、平成29年11月の施設供用開始に向けた整備を進めています。

本年度は、施設の経営方針を定めるとともに、関係条例の一部改正等の諸手続を行い、平成28年4月からの施設全体の管理に向けた準備業務を行う指定管理者の選定を行います。さらに、オープニングに向けた施設のPRや事業誘致を行います。

2 津市産業・スポーツセンターの経営理念と方針

(1) 経営理念

津市産業・スポーツセンターは、スポーツ施設と産業振興施設を併せ持つ県内唯一の施設として、設置目的であるスポーツの振興、レクリエーションの増進及び産業振興を図るため、利用者本位の安全・安心で快適なサービスを提供するとともに、柔軟な発想と創意工夫による質の高い充実した事業を実施し、市民の健康で心豊かな暮らしと地域社会の活力増進に貢献します。

また、施設の価値、機能、特性を最大限に活かし、市内外への周知・PRに努め、産業展示や興行などの収益性の高い事業を開催するほか、市民や企業・団体等の利用を促進することにより稼働率の高い高収益型の体質をつくとともに、効果的・効率的な管理運営を行い経費の削減を図り、コストパフォーマンスの高い施設経営を行います。

(2) 基本方針

ア 「する」「みる」「支える」の3つの視点でスポーツ・レクリエーションに触れる機会を創造します。

イ スポーツ・レクリエーション、産業振興の拠点として広く情報発信を行い、スポーツ及びイベント、コンベンションによる市内外からの誘客

を図ります。

ウ おもてなしの心を大切にする利用者本位の施設経営を行い、利用者に安全・安心、便利に快適に楽しく使っていただけるサービスを提供します。

エ 民間事業者等の経営感覚に優れたマーケティング概念を取り入れるなど創意工夫による利用増進や経費削減、自主事業による収益力強化といった採算性を見込んだ施設経営を行い、低コストで高いクオリティの施設環境と事業を提供します。

(3) 施設運営・事業方針

ア 個人から団体まで市民がいつでも気軽に利用できる環境や仕組みを整え、市民の「する」スポーツ・レクリエーションの場を提供します。

イ トップレベルの競技大会やプロスポーツ等を積極的に誘致することにより、「みて」楽しむスポーツ・レクリエーションの場を提供します。

ウ 地域のスポーツ団体等の育成支援やスポーツ・レクリエーションの指導者育成を通して、スポーツボランティアの普及啓発・育成を図り、スポーツを「支える」環境づくりを進めます。

エ 三重県武道の中核施設として三重県と協力して三重武道館の運営を行い、武道の普及・振興の場を提供します。

オ 優れた交通利便性と広大な駐車場を持つメッセウイング・みえのポテンシャルを活かし、多数の産業展示・イベントの誘致を行い、産業振興の場を提供します。

カ 県下有数の産業展示施設とスポーツ施設の併設で生まれるシナジー効果と規模の拡大によって、大規模催事からスポーツ、レクリエーション、産業の幅広い各種イベントや展示・販売会などを誘致します。

キ マーケティングの概念を取り入れ、地域の様々なネットワークと民間事業者等のノウハウを活かして、利用者ニーズにより合った新たな施設活用事業を展開するとともに、積極的な営業活動に努め、利用促進、稼働率の向上を図ります。

(4) 事業誘致方針

基本方針のア、イを受け、市民のスポーツに対する関心を高めること、施設及び津市の魅力を広く発信すること、施設の積極的な活用を図ること、大きな大会やイベント等に参加し、又は観戦する楽しさを提供することを目的に今年度から各種事業の誘致を始めます。オープンに向けて、さまざま

まなイベント、大会を誘致し、市民の機運を盛り上げます。

ア オープニングイヤーイベント等の開催（H29. 11～H30. 10）

オープン後1年間にわたって、施設のオープンにふさわしい、華々しいイベント、大会等を誘致し、市民の皆さんに楽しんでもいただける機会をつくるとともに、施設及び津市の魅力を広く発信します。

イ 全国的な規模のスポーツイベント、大会等の開催

全国的な規模のスポーツイベントや大会等を継続して開催することにより、スポーツ関係者等への知名度を高め、学校や団体によるスポーツ合宿等での活用も含めて施設の利用促進に努めます。

ウ 産業展示、イベント等の開催

大規模な産業展示やイベント等を誘致し、施設の稼働率を高めることにより、収入確保を図るとともに、地域経済の活性化、地域活力の増進を図ります。

3 施設利用と料金設定の考え方について

(1) メッセウイング・みえ

メッセウイング・みえについては、県内最大規模の産業展示施設として、今後も県内外の大規模な催事や産業展示（展示・販売会）等に活用していきます。施設の性格上、利用の目的が営利や宣伝目的の場合が多いことから、産業振興に資するだけでなく収益性が見込める施設です。

その利用料金については、平成26年度以降は、公益財団法人三重県産業支援センターから施設を引き継いだ料金を継承して運営してきましたが、従来から料金が高くて使いにくいという利用者からの声を受け止め、東海地域における類似施設との料金比較などを行い利用料金を設定しようとするもので、結果として、現行料金と比較すると3割ほど低くなります。

(2) サオリーナ

サオリーナは、メインアリーナ、サブアリーナを有するスポーツ施設として、「トップレベルの競技大会やプロスポーツ等を積極的に開催することで、「みて」楽しむスポーツ・レクリエーション等の場を提供」するための中心施設であり、既存体育館では開催ができなかった大規模イベント、スポーツ大会、コンベンション等に活用します。

また、津市体育館の代替施設であることを踏まえ、スポーツ団体等の練習やサークル活動などの場として、多様なニーズに対応します。

そのほか25メートルプール、トレーニングルーム、フリーウエイト

ルーム、フィットネススタジオなどについても、誰もが気軽に利用できるような施設としての利活用を行います。

これらの施設は、津市体育館の移転整備ということもあり、また施設の効用として健康増進や心身のリフレッシュなど市民生活への直接的利益として還元されることから、スポーツ利用の場合は、利用者が使いやすい料金を設定するとともに、その他の場合の利用については、メッセウイング・みえとのバランスを考慮しつつ、収益性を重視した料金設定を行おうとするものです。

(3) 三重武道館

三重武道館は、現在の三重武道館の移転整備であり、三重県と津市が共同で武道振興の拠点にふさわしい利活用を図ります。この施設の効用として、市民の健康増進や青少年の健全育成などがあり、市民生活や社会への利益として還元されることのほか、既存の三重武道館の代替機能を担う役割もあるため、既存の利用料金に準じた使いやすい料金設定を行おうとするものです。

4 津市産業・スポーツセンターの利用料金の概要

(1) 津市産業・スポーツセンター施設の利用料金の上限額

ア メッセウイング・みえ

単位：円

時間区分			①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
使用区分					
メ ッ セ ウ ィ ン グ ・ み え	展示場	入場料等を徴収しない場合	120,000	160,000	192,000
	商談室兼控室（大）	入場料等を徴収しない場合	2,250	3,000	3,600
	商談室兼控室（小）	入場料等を徴収しない場合	2,250	3,000	3,600
	2階大研修室	入場料等を徴収しない場合	15,000	20,000	24,000
	2階中研修室	入場料等を徴収しない場合	6,000	8,000	9,600
	1階中研修室	入場料等を徴収しない場合	6,000	8,000	9,600
	2階会議室	入場料等を徴収しない場合	8,250	11,000	13,200
	特別会議室	入場料等を徴収しない場合	10,500	14,000	16,800
	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	11,250	15,000	18,000
※ 入場料等を徴収する場合は、入場料等を徴収しない場合の1.4倍の額とします。					
※ 土曜日、日曜日及び祝日における利用料金は、2割増しの額とします（個人使用を除く）。					
※ 展示場、ギャラリーを準備又は原状回復のために使用する場合の利用料金は、それぞれの時間区分の利用料金の2分の1の額とします。					
※ 当該時間区分にかかわらず、指定管理者が1時間単位で時間区分を延長、繰上又は変更し、市の					

承認を得て定めることができます。

※ 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とします。

※ 各施設は、指定管理者が必要と認めるときは、市の承認を得て、分割して使用することができるものとし、この場合における利用料金は、利用料金に分割割合を乗じて得た額とします。

イ サオリーナ、三重武道館

単位：円

時間区分				①	②	③
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
使用区分						
サ オ リ ー ナ	メインアリーナ	入場料等を徴収 しない場合	スポーツのために使用する場合	10,000	13,340	16,000
			その他の場合	120,000	160,000	192,000
		一般公開日にお ける個人使用	小学生・中学生	150	150	150
			高校生以上・一般	300	300	300
	サブアリーナ	入場料等を徴収 しない場合	スポーツのために使用する場合	5,000	6,670	8,000
			その他の場合	60,000	80,000	96,000
		一般公開日にお ける個人使用	小学生・中学生	150	150	150
			高校生以上・一般	300	300	300
	プール	25M プール	入場料等を徴収しない場合	22,050	29,400	35,280
		幼児プール	入場料等を徴収しない場合	3,150	4,200	5,040
		一般公開日にお ける個人使用	小学生・中学生	1 回につき		200
			高校生以上・一般	1 回につき		400
	トレーニングルーム	個人使用	小学生・中学生	1 回につき		200
			高校生以上・一般	1 回につき		400
	フリーウェイトルーム	個人使用	小学生・中学生	1 回につき		200
			高校生以上・一般	1 回につき		400
フィットネススタジオ	入場料等を徴収しない場合		2,700	3,600	4,320	
多目的室 1	入場料等を徴収しない場合		1,500	2,000	2,400	
多目的室 2	入場料等を徴収しない場合		1,500	2,000	2,400	
控室	入場料等を徴収しない場合		2,250	3,000	3,600	
三 重 武 道 館	柔剣道場			6,000	8,000	9,600
		一般公開日にお ける個人使用	小学生以上高校生以下	100	100	100
			一般	200	200	200
	弓道場			3,000	4,000	4,800
		一般公開日にお ける個人使用	小学生以上高校生以下	100	100	100
			一般	200	200	200
※ サオリーナにおいて、入場料等を徴収する場合のスポーツ利用の場合は、入場料を徴収しない 場合の3倍とし、その他の利用の場合及び営利又は宣伝を直接の目的とする場合は、18倍の額						

とします。

- ※ 土曜日、日曜日及び祝日における利用料金は、2割増しの額とします（個人使用を除く）。
- ※ メインアリーナ、サブアリーナ、プール、フィットネススタジオ、多目的室1、多目的室2、控室、柔剣道場及び弓道場（個人使用を除く。）を準備又は原状回復のために使用する場合は、それぞれの時間区分の利用料金の2分の1の額とします。
- ※ 当該時間区分にかかわらず、指定管理者が1時間単位で時間区分を延長、繰上又は変更し、市の承認を得て定めることができます（個人使用を除く）。
- ※ 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とします。
- ※ 各施設は、指定管理者が必要と認めるときは、市の承認を得て、分割して使用することができるものとし、この場合における利用料金は、利用料金に分割割合を乗じて得た額とします。
- ※ 個人使用については、10回分の利用料金で12回分の回数券を発行します。

ウ その他の施設

単位：円

使用区分	
レストランスペース	1年当たり 2,300,000
テナントスペース	1年当たり 1,000,000
その他指定管理者が使用を認める場所	1㎡1時間当たり 200

(2) 津市産業・スポーツセンター設備器具の利用料金の上限額

ア メッセウイング・みえ

単位：円

使用区分				
メッセウイング・みえ	展示場	音響設備	全面使用	1回当たり 10,000
		冷暖房設備	全面使用	1時間当たり 9,000
	展示場（Aホール）	展示台（電動式）	1式	1回当たり 30,000
※ 設備器具の1回当たりの利用料金については、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までの各区分ごとによる利用料金とします。				
※ 施設を分割して使用する場合は、使用する面積割合に応じて、指定管理者が市の承認を得て定めるものとします。				

イ サオリーナ、三重武道館

単位：円

使用区分					
サオリーナ	メインアリーナ	照明設備	全面使用	全灯	1時間当たり 5,000
		音響設備	1式		1回当たり 3,000
		冷暖房設備	全面使用	アリーナ面	1時間当たり 10,000
				観客席	1時間当たり 5,000
		可動観客席	1ブロック		1回当たり 3,000
		大型映像装置	1式		1時間当たり 3,000

	サブアリーナ	照明設備	全面使用	全灯	1 時間当たり	3,400
		音響設備	1 式		1 回当たり	2,000
		冷暖房設備	全面使用	アリーナ面	1 時間当たり	7,500
				観客席	1 時間当たり	2,500
三重武道館	柔剣道場	照明設備	全面使用		1 時間当たり	400
		音響設備	1 式		1 回当たり	2,000
		冷暖房設備	全面使用		1 時間当たり	3,000
	弓道場	照明設備	全面使用		1 時間当たり	200
		音響設備	1 式		1 回当たり	1,000
		冷暖房設備	観客席		1 時間当たり	1,000
※ 設備器具の 1 回当たりの利用料金については、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 10 時までの各区分ごとによる利用料金とします。						
※ 施設を分割して使用する場合は利用料金については、使用する面積割合に応じて、指定管理者が市の承認を得て定めるものとします。						

5 事業の収支想定

(1) メッセウイング・みえ

メッセウイング・みえは、従来から産業展示、各種イベント等に利用されてきた収益性の高い施設です。今回の料金改定において、利用料金の引き下げを提案しますが、要求水準書の中で指定管理者における稼働率の向上を求め、現状の収益レベルの維持に努めます。

(2) サオリーナ、三重武道館

ア 公益性の高い利用の場合

サオリーナ、三重武道館については、スポーツ利用に供することを主目的としています。市民スポーツ大会やスポーツ教室をはじめ各種団体等がスポーツをする機会が増えることは、市民の福祉向上に資することから、スポーツ利用の場合は、使いやすい低廉な料金を設定しています。その結果、多数の利用があることは、社会的な利益として還元されます。

イ 収益性の高い利用の場合

サオリーナについては、プロレス、ボクシング、サーカスなどの興行、イベント等での活用もできることから、年間 3 回程度は開催し収益性を高めます。こうした利用の場合には、その他の場合の利用の料金として、メッセウイング・みえとのバランスを考慮しつつ、収益性を重視した料金設定をしています。

(3) 考察

ア アドバイザリー業務による収支想定分析

平成25年度のアドバイザリー業務で行った収支想定では、概算で年間の収入金額約1億5,500万円、支出金額約3億2,800万円で、財政負担となる差引金額は約1億7,300万円となりました。

このアドバイザリー業務で行った収支想定を基に本市において分析し、サオリーナ、三重武道館におけるスポーツ利用のように市民の福祉向上に資する公益性の高い公益部門と産業展示施設であるメッセウイング・みえの利用及びサオリーナをイベント等で利用するような高い収益性が確保できる収益部門に区分しました。

イ 設定料金による収支想定

前述の区分に基づき今回お示しした利用料金で収支想定を行いましたところ、公益部門については約2億1,000万円のマイナスですが、施設管理費の公費負担が発生することは施設の性質上、やむを得ないことと考えています。一方、収益部門については、メッセウイング・みえでは現在の展示場の稼働率である31%、メインアリーナについては津市体育館の稼働率である50%で試算したところ約1,000万円のプラスとなり、産業・スポーツセンター全体としての差引金額は約2億円のマイナスとなります。

■設定料金による収支想定

単位：千円

	メッセウイング・みえ	サオリーナ	三重武道館	計
収入	73,084	49,671	5,087	127,842
公益部門		46,131	5,087	51,218
収益部門	73,084	3,540		76,624
支出	63,650	229,766	34,584	328,000
公益部門		227,469	34,584	262,053
収益部門	63,650	2,297		65,947
差引額	9,434	-180,095	-29,497	-200,158
公益部門		-181,338	-29,497	-210,835
収益部門	9,434	1,243		10,677

展示場の稼働率 31%

メインアリーナの稼働率 50%（公益部門：49.5%、収益部門：0.5%）

柔剣道場稼働率 40%

ウ 収支想定の改善

収支想定の改善の一例として、メッセウイング・みえの展示場の稼働率を45%、メインアリーナの稼働率を55%まで引き上げる場合には、産業・スポーツセンター全体としての差引金額は約1億3,100万円のマイナスとなります。この例のような稼働率の向上や自主事業の開催等によって、この収益部門において、どの程度がんばってもらえるかが、収支全体の改善につながりますので、そうしたことが指定管理者の選定において、非常に重要になると考えています。

また、約1,850台の収容が可能となります広大な駐車場を整備しますことから、使用にかかる料金を設定し収益の確保に努めてまいります。

■収支想定の改善

単位：千円

	メッセウイング・みえ	サオリーナ	三重武道館	計
収入	106,090	85,071	5,087	196,248
公益部門		46,131	5,087	51,218
収益部門	106,090	38,940		145,030
支出	63,650	229,766	34,584	328,000
公益部門		206,790	34,584	241,374
収益部門	63,650	22,976		86,626
差引額	42,440	-144,695	-29,497	-131,752
公益部門		-160,659	-29,497	-190,156
収益部門	42,440	15,964		58,404

展示場の稼働率 45%

メインアリーナの稼働率 55%（公益部門：49.5%、収益部門：5.5%）

柔剣道場稼働率 40%

6 津市産業・スポーツセンター事業のスケジュール

年度	月	内 容
平成27年度	平成27年4月～ 平成28年3月	市による施設のプロモーション活動、事業誘致活動

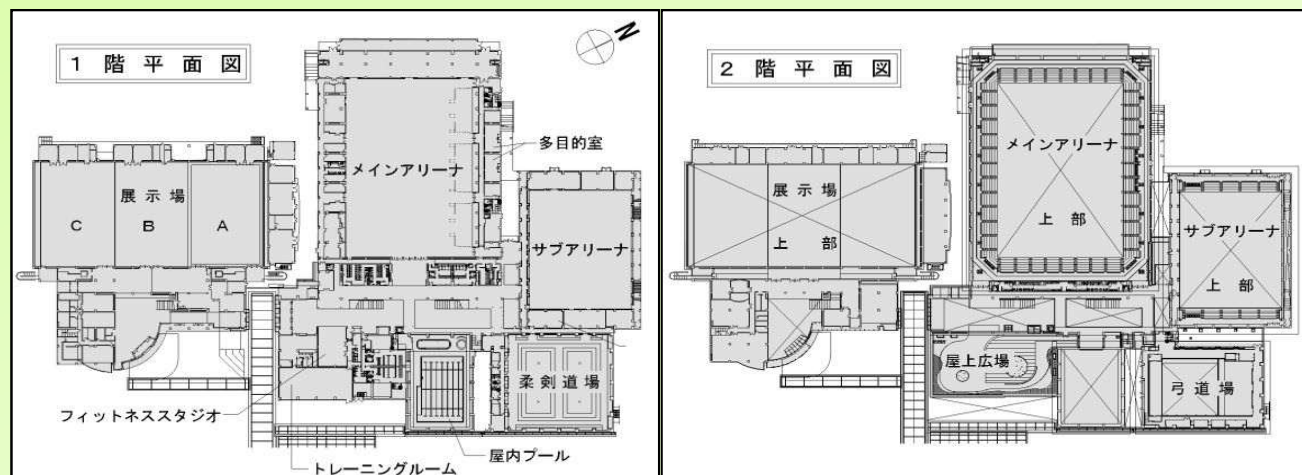
	平成 27 年 6 月	施設の設置及び管理に関する条例の一部改正議案を提出予定（平成 27 年 6 月議会） 平成 28 年度からの施設全体の管理に関し、「津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例」の一部改正を予定しています。
	平成 27 年 7 月～ 10 月	平成 28 年度からの指定管理者を選定予定 外部委員を含む選定委員会による選定を予定しています。 ・第 1 回選定委員会（公募内容の確認） ・第 2 回選定委員会（書類内容の確認） ・第 3 回選定委員会（ヒアリング審査）
	平成 27 年 12 月	平成 28 年度からの指定管理者の指定議案を提出予定（平成 28 年 12 月議会）
平成 28 年度	平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 10 月	指定管理者によるメッセウイング・みえの管理運営と施設全体の供用開始に向けた事前準備業務、プロモーション活動、事業誘致活動
平成 29 年度		
	平成 29 年 11 月～	指定管理者による施設全体の管理運営の開始（施設全体の供用開始＝グランドオープン） ※プロモーション活動、事業誘致活動も継続

7 今後の対応

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部の改正の議案を平成 27 年第 2 回津市議会定例会へ提出する予定です。

津市産業・スポーツセンター施設概要

◆津市産業・スポーツセンター平面図



◆津市産業・スポーツセンターの主な施設等

◆メッセウイング・みえ

1階	・ 展示場	3,231㎡
	・ 商談室兼控室(大)	27㎡
	・ 商談室兼控室(小)	20㎡
	・ 1 階中研修室	72㎡
	・ レストランスペース	96㎡
2階	・ 2 階大研修室	205㎡
	・ 2 階中研修室	63㎡
	・ 2 階会議室	148㎡
	・ 特別会議室	96㎡
	・ ギャラリー	113㎡

◆新屋内スポーツ施設（サオリーナ）

1階	・ メインアリーナ	バスケットボール3面	3,174㎡
	・ サブアリーナ	バスケットボール2面	1,702㎡
	・ 25Mプール(水深1.1m)	7レーン	826㎡
	・ 幼児プール(水深0.5m)	3.0m×11.6m	
	・ トレーニングルーム	12.5m×26.6m	332㎡
	・ フリーウェイトルーム	6.8m×12.5m	85㎡
	・ フィットネススタジオ	10.2m×15.4m	157㎡
	・ 多目的室（2室）	10.7m×5.7m	61㎡
	・ 控室	17.7m×5.7m	100㎡
2階	・ メインアリーナ観客席	3,042席	
	・ サブアリーナ観客席	426席	

◆新屋内スポーツ施設（三重武道館）

1階	・ 武道館(柔剣道場)	柔剣道各2面	1,399㎡
2階	・ 武道館(弓道場)	近的 10人立	

関係資料

メッセウイング・みえ施設の利用料金の上限額

単位 円

時間区分		①	②	③	④
使用区分		午前 9 時から午後 0 時 45 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 15 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
展示場	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	253,050	253,050	288,750	481,950
商談室兼控室(大)	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	3,150	3,150	3,150	5,250
商談室兼控室(小)	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	3,150	3,150	3,150	5,250
2 階大研修室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	21,000	21,000	21,000	38,850
2 階中研修室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	8,400	8,400	8,400	15,750
1 階中研修室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	8,400	8,400	8,400	15,750
2 階会議室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	11,550	11,550	11,550	21,000
特別会議室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	14,700	14,700	14,700	27,300
ギャラリー	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3,150 円未満のとき	15,750	15,750	15,750	29,400

津市安濃中央総合公園内体育館施設の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分		①	②	③
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで
メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	5,000	6,500	8,000
	その他の場合	10,000	13,000	16,000
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	2,500	3,300	4,000
	その他の場合	5,000	6,500	8,000
トレーニングルーム	高校生以上・一般	1 回につき 300		
		回数券（6 回） 1,500		

津市民プールの施設の利用料金

単位 円

使用区分				利用料金	
プール	専用使用	25 メートルプール	入場料等を徴収しない場合	1 回につき	22,000
	個人使用	25 メートルプール	幼児・小学生	2 時間以内	150
			中学生・高校生	2 時間以内	200
			大学生・一般	2 時間以内	300
			回数券（12 回）	幼児・小学生	1,500
			2 時間以内	中学生・高校生	2,000
				大学生・一般	3,000

三重武道館の利用料金

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
柔剣道場	個人利用		3,000	4,000	3,000
		高校生以下 (満 18 歳未満)	100	100	100
		一般	200	200	200
弓道場	個人利用		3,000	4,000	3,000
		高校生以下 (満 18 歳未満)	100	100	100
		一般	200	200	200